

米国の最近締結した租税条約

1 租税条約の米国上院における承認

日米租税条約改正の動向を受けて、米国が最近締結した租税条約の内容から、改正日米租税条約の内容を推測しようとする動きがある。本論は、これらと同じ意図の下で、米国の最近締結した租税条約における動向の検討を以下において行う。

2002年1月1日現在、米国が署名したが議会（米国上院）の承認を得ていない条約は、2001年に署名を終えている対英國租税条約（第三次）と対オーストラリア租税条約（2001年議定書）である。なお、2002年中に署名した租税条約としては、2002年9月の対スリランカ租税条約、同年10月の対メキシコ租税条約がある。ここに掲げた租税条約のうち、米国にとって新租税条約となるのは対スリランカ租税条約のみであり、対英國租税条約は旧租税条約（1975年締結）の全面改定であるが、対オーストラリア租税条約（1982年締結）、対メキシコ租税条約（1992年締結）については現行租税条約の一部改正である。

米国財務省から2003年3月17日に公表された資料（以下「財務省資料」という。）によると（<http://www.treas.gov/press/releases/js109.htm>），この改正租税条約のうち、同年3月13日に米国上院が、対英國、オーストラリア、

メキシコを承認したことを公表している。ちなみに、米国における条約の承認は、米国上院の三分の2の賛成を必要とする。

米国における租税条約の場合は、米国財務省が、行政レベルで条約交渉を行い、そこで交渉が合意すると条約案に署名することになる。その後、米国下院において審議を行わず、米国上院のみの承認が必要になる。過去においては、署名を終えた租税条約が上院で承認を得ることができずに終わったという例もある。

2 財務省資料の内容

財務省資料によれば、この改定した対英國、オーストラリア、メキシコ租税条約の特徴として、これらの国と米国の間に締結した旧租税条約と比較して、源泉地国における源泉徴収の税率を旧租税条約よりも軽減したものとなっている点が挙げられている。

そして、この3つの租税条約改定に共通することは、所定の投資から生じる配当所得に係る源泉徴収税額を条約免税にしたことである。このような租税条約を締結したのは、米国租税条約としては初めてのことである。

3 米国・英國租税条約

米国・英國間における第一次租税条約は、1945年に締結され、第二次大戦後の一定の時期

Topics of International Taxation

の間、米国におけるある種のモデル租税条約としての役割を果たしたものである。その後、1975年に第二次租税条約（以下「英國旧条約」という。）が締結され、そして、今回の第三次租税条約（以下「英國新条約」という。）ということになる。

英國旧条約における投資所得に係る限度税率は、一般配当が15%，親子間配当が5%，利子は条約免税、使用料も条約免税である。

英國新条約（条約第10条の配当条項）に規定する配当の限度税率は、一般配当が15%，親子間配当が5%であり、英國旧条約と同じである。しかし、配当条項である条約第10条の第3項において、配当受領法人が、配当支払法人の株式を配当支払前の12月以上、80%以上所有している等の要件を満たす場合、この配当に係る源泉地国の課税は、条約免税となる。

この英國新条約の第10条は、第4項では、主としてその資産が金融資産から構成されている投資法人（pooled investment vehicle）からの配当について、条約免税及び親子間配当の限度税率の適用のないことを規定している。

さらに、第10条第7項及び第8項においては、支店利益税における配当等価額について、親子間配当の限度税率が適用になることを規定している。

4 米国・オーストラリア租税条約

米国・オーストラリア租税条約（以下「米豪租税条約」という。）は、1953年に第一次条約が締結され、1982年に第二次租税条約が締結されて、これが現行の米豪租税条約ということに

なる。今回の改正は、議定書による一部改定ということで、この改定後も米豪租税条約は第二次条約ということになる。

米国を所得源泉地国とする場合の投資所得に係る改定前の米豪租税条約の限度税率は、配当所得（支店利益税を含む。）がいずれも15%，利子と使用料所得が10%である。

改定後の限度税率は、親子間配当が5%，一般配当が15%，利子所得が10%，使用料所得が5%である。したがって、配当所得と使用料所得の限度税率が軽減されることになる。

また、英國新条約と同様に、所定の子会社からの配当について条約免税としている。

5 配当に係る条約免税

米国は、締結した租税条約において、今回初めて所定の配当所得について条約免税を規定したが、これは、わが国にとっては別に驚くべきことではない。わが国にとって関心を持つべき事項は、米国・英國租税条約において、旧条約の時期から、利子と使用料所得が条約免税になっていたことである。

配当所得については、わが国は、米国よりも先に、対フランス租税条約（同条約第10条）において、適格居住者の受け取る配当については条約免税を規定している。

2003年6月に公表された改正条約の基本合意によれば、新日米租税条約においても、一定要件を満たす配当所得は条約免税とする規定が置かれるとのことである。

中央大学商学部教授

矢内一好